

## 障害者福祉事業について

### 1 協定項目の要旨・留意点

障害者福祉に関する事業・制度について検討します。

障害者生活支援事業、障害者手当等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

### 2 提案の理由

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。

独自制度の内容に差異があるものは高い水準に統一することが多い。一つの団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

### 3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

障害者福祉関係について、国・県制度のものはその制度によるものとし、その他のものについては、福祉施策のあり方を検討しながら、新市において調整する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。  
障害者の社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

障害者福祉の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日新設合併）

国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。

国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。

#### 4 参考法令等（条文等抜粋）

障害者基本法（昭和45年法律84号）

##### 第7条の2

- 3 市町村は、障害者基本法計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかるとする事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
身体障害者スポーツ大会	障害者の自立更生 社会参加を促進  市内在宅の身障者 知的障害者 精神障害者									新市に移行後も当分の間現 行のとおりとし、随時調整 する。 ・各団体で実施方法がそれ ぞれ違い、合併によって実 施方法の調整及び組織の再 編成が必要である。
障害児育成会補助	心身障害児通園事業 施設つくし園に通園す る父母の会の活動を充 実し、児童の健全育成 を図る 会員 105名									現行のまま新市に引き継 ぐ。 ・行政区の再編に併せて 利用できる区域の検討が必 要である。
障害者団体の育成	障害者の社会参加を 促進 障害者団体の運営費 等を援助	町身体障害者協会主 催の研修視察・各種 身体障害者等団体の 育成協力	町身体障害者福祉協 議会等が実施する活 動に補助	町身体障害者協議会 主催のスポーツ大 会、研修視察等の育 成・協力	町身体障害者協会等 が実施する活動に補 助  福祉大会・研修会・ スポーツ大会等へ参 加					新市に移行後、速やかに調 整する。 ・補助金の額や基準が違 い、各障害者団体の組織再 編の動向を踏まえ調整す る。
身体障害者・知的障害者相 談	身体障害者相談員の 設置 知的障害者相談員の 設置 福祉・医療・保健等の 相談に応じる	身体障害者・知的障 害者の相談	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体障害者・知的障 害者の更生援護に関 し、本人・保護者等 から相談に応じる	身体障害者・知的障 害者のあらゆる事項 の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	現行のまま新市へ引き継 ぐ。 ・障害者の相談も年々増加 しており、対応について検 討が必要である。
障害者保健指導	保健所が実施する巡回 診療事業に対する協力 身体障害者・知的障害 者に対する相談助言・ 斡旋・調整等を行う							療養上の保健指導が 必要であると認めら れる者及びその家族 に対して、必要な保 健指導を行い、これ らの者の機能低下の 防止と保持増進を図 る		合併時に、川内市の例によ り調整する。 ・身体障害者・知的障害 者等に対し、必要な相談助 言、斡旋、調整等を行う。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
手話奉仕員派遣	聴覚障害者等の社会参加の利便性を高めるため、手話奉仕員の派遣 手話奉仕員謝金 @5,000円 @3,500円 @2,500円									合併時に、川内市の例により調整する。 ・障害者社会参加促進事業の中のメニューであり、ボランティア活動を推進するためにも必要である。
福祉巡回バス運行事業	障害者の機能回復訓練及び社会参加を促進するために、リフトバスを運行  運行 221回									合併時に、新たに制度等を制定する。 ・事業を実施していない市町村もあり、存続や対象範囲等について検討する。
身体障害者自動車運転免許取得費助成	身体障害者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する  直接費用 2/3以内 限度額 100,000円									合併時に、川内市の例により調整する。 ・1市のみの実施であるが、障害者社会参加促進事業のメニューでもあり、存続が望ましい。
身体障害者用自動車改造費助成	身体障害者が使用しよとする自動車に適応するよう改造するために必要な費用を一部助成する  助成金 1件100,000円以内									合併時に、川内市の例により調整する。 ・県の補助事業であり、身体障害者の社会参加のためにも継続して実施する。
点字・声の広報等発行事業	視覚障害者の広報誌等の音声訳テープ及び点字作成を行い定期的に配布 視覚障害者のバリアフリーの促進									合併時に、川内市の例により調整する。 ・実施していない町村もあるが、社会参加促進事業のメニューでもあり継続が望ましい。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかわる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
手話奉仕員養成事業	聴覚障害者等が社会生活を支障なく送ることができるよう、手話を社会に広める手話奉仕員派遣事業を円滑に進めるため手話奉仕員の養成を行う  委託先 川内地区ろうあ協会									合併時に、川内市の例により調整する。 ・県聴覚障害協会との関連もあるため調整が必要である。
心身障害者の集い				町内に居住する身体障害者・知的障害者及びその保護者の福祉の向上を図る。 (対象者)身体障害者手帳所有者・知的障害者療育手帳所有者及びその保護者 (内容)講演・昼食・健康教育 平成13年度参加者86名						新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・1町のみの実施であるが、身体障害者と知的障害者の交流の場として継続が望ましい。
障害児デイサービス事業	心身に障害のある子供を通園させ、必要な教育を行うことにより、障害児福祉に寄与する。 (対象児童) ・在宅の知的障害児 ・肢体不自由児 ・その他障害児 (実施) 社会福祉協議会に委託 平成13年度 利用園児102人	心身障害児の通園の場を設けて障害児に対し通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長する。 (対象児童) ・在宅の知的障害児 ・肢体不自由児 ・その他障害児	障害児に対し通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長する。 (対象児童) ・通園指導になじむ障害のある幼児 (実施) ・川内市へ委託							合併時に、川内市の例により調整する。 ・支援制度での事業となるので基本的に現行のままとする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかわる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、制度の広報・啓発を行うとともに、制度の利用に係る経費を助成する等、成年後見制度の利用に対する支援を行う。 (対象) ・介護サービス利用者、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者 ・老人福祉法第32条の規定に基づき、民法第7条、第11条、第14条第1項等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者 ・後見人の報酬等必要になる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者 平成14年度予算 3人 1,349千円 国1/2県1/4市1/4		成年後見制度の利用を促進するため、制度の広報・啓発を行うとともに、制度の利用に係る経費を助成する等、成年後見制度の利用に対する支援を行う。 (対象) ・介護サービス利用者、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者 ・老人福祉法第32条の規定に基づき、民法第7条、第11条、第14条第1項等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者 ・後見人の報酬等必要になる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者 平成14年度予算 110千円 国1/2県1/4町1/4							現行のまま新市に引き継ぐ。 ・今後は増加する見込みである。
福祉タクシー助成事業	身体障害者がタクシーを利用した場合に、タクシー料金の一部を助成する日常生活の利便及び社会福祉の増進を図る  対象 下肢・体幹・視覚障害手帳1～2級所持者及び内部機能障害者1級手帳所持者  500円券 年16枚	重度身体障害者が通院等にタクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成する。日常生活上の負担の軽減を図り、福祉の向上に寄与する  対象 1. 重度身体障害者(手帳の2級以上) 2. 知的障害者(療育手帳所持者) 500円券 年30枚								合併時に、新たに制度等を制定する。 ・1市1町だけの実施であり事業の存続について検討が必要である。
朗読奉仕員養成事業	視覚障害者が社会生活を支障なく送ることができるよう、音声訳を社会に広めるため音声訳テープ作成ボランティアを養成する 委託 市視力障害者協会									合併時に、川内市の例により調整する。 ・障害者社会参加促進事業のメニューであり、継続する。